令和８年第３回砂川市議会定例会

令和８年９月７日（月曜日）第１号

○議事日程

開会宣告
開議宣告
日程第　１　会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
日程第　２　会期の決定
日程第　３　主要行政報告
日程第　４　教育行政報告
日程第　５　議案第２０号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　６　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算
議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算
［予算審査特別委員会］
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員指名
武田　　真議員
鈴木　伸之議員
議事日程報告
議長諸般報告
日程第　２　会期の決定
自　　９月　７日
至　　９月１０日　　４日間
日程第　３　主要行政報告
日程第　４　教育行政報告
日程第　５　議案第２０号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　６　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算
議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算
［予算審査特別委員会］

○出席議員（１２名）

議長	多比良　和　伸　君	副議長	小　黒　　弘　君
議員	是　枝　貴　裕　君	議員	石　田　健　太　君
	伊　藤　俊　喜　君		山　下　克　己　君
	鈴　木　伸　之　君		中　道　博　武　君
	水　島　美喜子　君		沢　田　広　志　君
	武　田　　真　君		辻　　勲　君

○欠席議員（１名）

高　田　浩　子　君

○　議　会　出　席　者　報　告　○

１．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯　澤　明　彦
砂川市教育委員会教育長	板　垣　喬　博
砂川市監査委員	中　村　一　久
砂川市選挙管理委員会委員長	千　葉　美由紀
砂川市農業委員会会長	関　尾　一　史

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井　上　　守
病院事業管理者	横　田　良　一
総務部長 兼会計管理者	三　橋　真　樹
市民部長	伊　藤　修　一
保健福祉部長	畠　山　秀　樹
経済部長	奥　山　雅　喜
建設部長	野　田　　勉
病院副事業管理者 兼事務局長	朝　日　紀　博
病院事務局次長	為　国　泰　朗

病院事務局審議監	倉島　久徳
総務課長	岩間　賢一郎
政策調整課長	安武　学

3．砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川　晴久
指導参事	神島　亘基

4．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋　真樹

5．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	奥山　雅喜

6．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武　浩美
事務局次長	越智　朱美
事務局係長	表　祐馬
事務局係長	佐々木　健児

開会　午前１０時００分

◎開会宣告

○議長　多比良和伸君　ただいまから令和８年第３回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長　多比良和伸君　本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長　安武浩美君　本日の会議に欠席と届出のありました議員は、高田浩子議員であります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議長　多比良和伸君　日程第１、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第７８条の規定により、武田真議員及び鈴木伸之議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第２　会期の決定

○議長　多比良和伸君　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から９月１０日までの４日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は４日間と決定しました。

◎日程第３　主要行政報告

○議長　多比良和伸君　日程第３、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長　飯澤明彦君　（登壇）　おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

１ページ、総務部市長公室課の関係では、３点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組を支援する砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金の申請を５月３１日まで受け付けたところ、８７町内会のうち８２町内会より申請があったところでございます。

次に、２ページ、政策調整課の関係では、４点目の砂川市総合戦略推進委員会について、７月２１日、第１回推進委員会を開催し、第２期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

の検証、第３期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画変更について協議したところでございます。

次に、３ページ、ＤＸ推進課の関係では、１点目の地域活性化起業人の派遣に関する協定について、６月１９日、民間企業の社員を一定期間受け入れ、先進的な知見や技術的ノウハウを生かし、地域課題の解決や地域活性化を図ることを目的とした総務省の地域活性化起業人制度を活用するため、パナソニックＩＴＳ株式会社と協定を締結したところでございます。

次に、５ページ、市民部市民生活課の関係では、８点目の交通安全運動について、（２）に記載してございますが、主な啓発運動として７月１３日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところでございます。

次に、７ページ、保健福祉部子育て支援課の関係では、１点目の生活協同組合コープさっぽろとの包括連携協定について、８月１８日、子育て支援、食育及び健康づくりの推進を中心に連携することで、双方の資源を有効に活用しながら地域全体で子供を安心して産み育てやすい環境をつくり、子供たちが心身ともに健やかに成長し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指すことを目的に、生活協同組合コープさっぽろと包括連携協定を締結したところでございます。

次に、１２ページ、経済部農政課の関係では、２点目の農作物の生育状況について、水稲とリンゴにつきましては平年より生育が早く、トマトにつきましては空洞果や裂果、軟果など高温・多照の影響による障害や病気の発生が見られるところでございます。

次に、１７ページ、建設部建築住宅課の関係では、６点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、５月から７月まで、各事業において合計４６件、１，６９４万６，０００円を交付したところでございます。

次に、７点目の住み替え支援事業について、５月から７月まで、各事業において合計１５件、１９５万円を交付したところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第４　教育行政報告

○議長　多比良和伸君　日程第４、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長　板垣喬博君　（登壇）　おはようございます。前回の定例市議会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。２点目のいじめの問題に係る調査について、本年５月から６月にかけて、砂川学園の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、調査後に児童生徒から聞き取り等を行った結果、いじめと認知した事案は前期課程８７件、後期課程６件、合計９３件となり、加害児童生徒への指導等を行ったところでございます。

次に、３点目の中体連全道大会の出場結果について、（１）第５７回北海道中学校陸上競技大会が７月２７日から２９日まで旭川市で開催され、男子４００メートルに９年の三枝君、女子走り幅跳びに９年の西さん、女子１００メートルハードルに９年の加藤さんが出場し、成績は記載のとおりでございます。

（２）第５７回北海道中学校バドミントン大会が７月２９日から３１日まで札幌市で開催され、男子団体で優勝、男子ダブルスで９年の稲光君と佐藤君が優勝、女子シングルスで８年の川端さんが第３位、女子ダブルスで９年の東野さんと８年の長谷川さんが準優勝、８年の赤坂さんと水谷さんが第３位となり、全国大会出場を決めました。男子シングルスの９年、鈴木君、古谷君、８年、眞泉君、百瀬君、男子ダブルスの９年、宮脇君と渡邊君、女子団体、女子シングルスの８年、駒井さんの成績は記載のとおりでございます。

２ページになります。（３）第５６回北海道中学校卓球大会が８月５日から７日まで恵庭市で開催され、男子シングルスに９年の川端君が出場し、成績は記載のとおりでございます。

（４）第４７回北海道中学校剣道大会が７月２５日から２６日まで留萌市で開催され、男子個人戦で９年の齊藤君が準優勝し、全国大会出場を決めました。男子団体戦、男子個人戦の９年、飯塚君と表君、女子個人戦の７年、平川さんの成績は記載のとおりでございます。

次に、４点目の中体連全国大会の出場結果について、（１）第５６回全国中学校バドミントン大会が８月２０日から２３日まで鳥取県米子市で開催され、成績は記載のとおりでございます。

（２）第５６回全国中学校剣道大会が８月２１日から２３日まで山口県下関市で開催され、成績は記載のとおりでございます。

次に、８点目の令和９年度砂川高校の募集学級数について、９月１日、北海道教育委員会より令和９年度から１１年度までの公立高等学校配置計画が発表され、砂川高校の来年度の募集学級数は２間口となることが決定したところでございます。

次に、３ページ、学校再編課所管では、１点目の砂川学園の見学・視察等について、７月１２日、１７日、２９日、８月５日及び６日に実施し、見学・視察団体等の名称、参加者数はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、社会教育課所管では、１点目の令和８年度少年の主張大会について、６月２２日、砂川少年の主張大会を開催し、代表に選出された９年生の西さんが７月１６日開催の少年の主張空知地区大会に出場したところでございます。

次に、４ページ、スポーツ振興課所管では、１点目の第３９回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、６月２８日、北海道子どもの国周辺で開催し、種目別に４４６人の参加があったところでございます。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第５　議案第２０号　専決処分の承認を求めることについて

○議長　多比良和伸君　日程第５、議案第２０号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　議案第２０号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和８年８月１７日であります。

専決処分の理由でありますが、令和８年度一般会計補正予算について、令和８年熊本地震による被災地への支援を行うため、令和８年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。令和８年度一般会計補正予算で、今回の補正は第２号となります。第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１６５億９，３６３万４，０００円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄にアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。なお、説明の際に申し上げるページにつきましては、タブレットの左下に表示されるページ番号を御覧願います。

８ページを御覧いただきたいと存じます。２款総務費、１項１目一般管理費で令和８年熊本地震被災地支援に要する経費の災害義援金５０万円の補正は、本年７月２８日に発生した熊本県熊本地方を震源とする最大震度７が観測された地震により、熊本県内ではこれまでに人的被害や建物倒壊、断水、道路の損壊など広範囲にわたり甚大な被害が出ており、猛暑の中、多くの被災者が避難生活を余儀なくされております。この災害については、８月７日に国において激甚災害及び特定非常災害に指定されたところであり、本市としてこの災害に対し、義援金を送ることで被災者を支援するため、補正するものであります。なお、義援金は８月２６日、熊本県に送金しております。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては５ページ総括でご説明いたします。１８款繰入金５０万円は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　これより議案第２０号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第２０号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第６　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算

議案第　２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第　３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長　多比良和伸君　日程第６、議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算、議案第２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算の４件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

病院副事業管理者。

○病院副事業管理者兼事務局長　朝日紀博君　議案第１１号　砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、医療提供体制の実態に即した診療科名への見直し及び診療科の整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては３ページ、議案第１１号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。第５条は、経営の基本の定めであり、第２項中、診療科名の「放射線治療科」を「腫瘍放射線科」へ改め、次ページになります。「心療内科」を削るものであります。

附則として、この条例は、令和８年１１月１日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長。

○総務部長　三橋真樹君　（登壇）　議案第１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第３号であります。

第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億８，７９１万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１６７億８，１５４万９，０００円とするものであります。

第２条は、地方債の補正であります。４ページを御覧いただきたいと存じます。第２表、地方債補正に記載のとおり、緊急防災・減災事業債１，３３０万円を補正し、補正後の限度額を２４億１１０万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄にアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。なお、説明の際に申し上げるページにつきましては、タブレットの左下に表示されるページ番号を御覧願います。

８ページを御覧いただきたいと存じます。２款総務費、１項５目財産管理費で財産管理に要する経費の財政調整基金積立金９，６８６万９，０００円の補正は、財源調整を行うため、積み立てるものであります。

同じく１０目市民生活推進費で浦臼砂川線バス運行に要する経費５５７万６，０００円の補正は、北海道中央バス滝川奈井江線が９月末で廃止されることに伴い、代替交通として１０月より美唄自動車学校が運行する浦臼砂川線を活用するため、関係市町である浦臼町、奈井江町、砂川市で協議した負担割合に基づき、運行経費の収支不足額、初期整備費、現行車両未償却残高分及び事務費を負担するとともに、市内停留所のうち、北海道中央バスが使用しない停留所の除雪を委託するものであり、除雪委託料１６３万８，０００円、事務費負担金５万８，０００円、初期整備費等負担金１４０万９，０００円、収支不足額補償金２４７万１，０００円であります。

６款農林費、１項２目農業振興費で、農業振興事業に要する経費２５９万円の補正は、高齢化により担い手が不足する中、面積の拡大や労働生産性の向上など様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる農業者に対して必要な農業用機械や施設の導入を支援するものであり、経営面積の拡大に伴い、育苗に係る作業負担を軽減するため、農業用機械を導入する西豊沼地区の農業者に対し、その導入費用の一部を補助する地域農業構造転換支援事業補助金２５９万円であります。

７款商工費、１項１目商工振興費で商工業振興対策に要する経費１７７万９，０００円の補正は、商店街の活性化を図り、商業地域等の空き建築物を解消するため、空き建築物活用により新規出店する者に対し、店内改装費の一部を補助する中小企業等振興補助金１７７万９，０００円であります。

同じく４目活性化プラザ費で活性化プラザの管理に要する経費１，３３９万８，０００

円の補正は、砂川ハイウェイオアシス館の水冷式冷房専用冷却水循環装置について今般凝縮機の目詰まりが発生したことから、洗浄により応急的に復旧させたものの、老朽化により今後もフロンガス漏えい等のリスクが想定されるため、３基ある冷却水循環装置のうち１基を更新するものであり、管理委託料１，３３９万８，０００円であります。なお、施行については、砂川ハイウェイオアシス観光株式会社の請負業者が行うこととしており、更新費用のうち、建物の本市持分３４．８％を負担するものであります。

１２款諸支出金、１項１目過年度過誤納還付金で過年度過誤納還付金６，７７０万３，０００円の補正は、国、道支出金の事業費確定による精算であり、生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金返還金など１１件の国庫負担金返還金、９ページになります。生活困窮者就労準備支援事業費国庫補助金返還金など６件の国庫補助金返還金、障害児施設給付費道費負担金返還金など７件の道費負担金返還金、農業次世代人材投資事業費道費補助金返還金１件であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては５ページ、総括でご説明申し上げます。

１５款道支出金で２５９万円の補正は、地域農業構造転換支援事業費補助金であります。

１８款繰入金で７億５，１８８万８，０００円の減額は、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

１９款繰越金で９億２，０１６万３，０００円の補正は、令和７年度決算による前年度繰越金であります。

２０款諸収入で３７５万円の補正は、道費補助金返還金である農業次世代人材投資事業費に係る雑入であります。

２１款市債で１，３３０万円の補正は、活性化プラザ空調設備改修事業に係る緊急防災・減災事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、１０ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長　多比良和伸君　市民部長。

○市民部長　伊藤修一君　（登壇）　議案第２号　令和８年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第１号となります。

第１条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７７万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１９億２６０万６，０００円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。７ページを御覧願います。７款諸支出金、１項１目過年度過誤納還付金で３，０００円の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に関して令和７年度に交付された補助金について実績額との差

額を返還するものであります。
同じく１項２目保険給付費等交付金精算返還金で７６万７，０００円の補正は、令和７年度に交付された保険給付費等交付金の精算返還金によるものであります。
以上が歳出でありますが、歳入につきましては４ページ、総括でご説明いたします。５款繰入金で１，６５６万３，０００円の減額は、財源調整のため、国保基金繰入金を減額するものであります。
６款繰越金で１，７３３万３，０００円の補正は、令和７年度の決算に伴う前年度繰越金の確定によるものであります。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長　多比良和伸君　保健福祉部長。
○保健福祉部長　畠山秀樹君　（登壇）　議案第３号　令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。
今回の補正は、第２号となります。
第１条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，４３２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２０億３，８５２万１，０００円とするものであります。
それでは、歳出からご説明申し上げます。７ページを御覧願います。３款基金積立金、１項１目基金積立金で３７２万８，０００円の補正は、過年度分として精算される国、道支出金及び保険料還付不能金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものであります。
６款諸支出金、１項１目過年度過誤納還付金で５，０６０万円の補正は、過年度分の保険料還付未済金の過誤納還付金４万２，０００円及び国、支払基金、北海道から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金５，０５５万８，０００円であり、それぞれ今年度中に還付または返還するものであります。
以上が歳出でありますが、歳入につきましては４ページ、総括でご説明させていただきます。３款国庫支出金で２４１万１，０００円、５款道支出金で１３１万２，０００円の補正は、いずれも令和７年度の介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援・任意事業交付金の過年度分として精算交付されるものであります。
８款繰越金で５，０６０万５，０００円の補正は、令和７年度の繰越金の確定によるものであります。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長　多比良和伸君　以上で各議案の提案説明を終わります。
各議案に対する総括質疑を行います。
これより議案第１１号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１１号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１号から第３号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員　（登壇）　それでは、議案第１号　令和８年度砂川市一般会計補正予算、歳出において２款総務費、１項総務管理費、１０目市民生活推進費、浦臼砂川線バス運行に要する経費がこのたび議案として提案をされておりますので、これに関連して幾つかについて質疑をさせていただきたいと思います。

そもそも北海道中央バスさんが９月３０日をもって滝川から奈井江町までのバス運行が終了するといったことの、これに代わってのということでの今までいろいろな協議を進めながら、ここに至ってまとまり、このたびの９月定例会においての提案なのかなと思っておりますので、この辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

１点目としては、いよいよ１０月１日より運行が開始されるわけでありますけれども、運行に当たりまして市民への周知についてはどのような形でされてされようとしているのか。また、どのように考えられているのかについてお伺いします。

２点目に、いよいよ運行開始でもございますので、そもそも運行便数、強いて言うと運行ダイヤはどのような形になっているのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。

さらに、利用に当たり、利用料金はどのように設定をされているのかについてお伺いをいたします。

４点目に、浦臼砂川線バス運行は、これからも長く続いていただきたいと私は思っていますし、市民の皆さんも利用されるということに大きな期待を寄せております。そこで、運行に当たり、浦臼町、奈井江町、砂川市の負担はどのようになっているのかについてお伺いしたいと思います。

５点目に、浦臼町、奈井江町、砂川市並びにバス運行事業者とは、このたび１０月１日からの運行でもありますので、運行実施について定期的な協議というのはこれからもまた今後もあるのかということについての考えを聞かせていただきたいと思います。

最後、６点目でありますが、浦臼砂川線バス運行についての協定とかを結びながらやっているのかなと思っておりますが、この期間はどのようになっているのかについてお伺いしたいと思います。

以上、１回目の総括質疑といたします。お願いいたします。

○議長　多比良和伸君　市民部長。

○市民部長　伊藤修一君　（登壇）　浦臼砂川線の運行に関して幾つかご質疑がありましたので、順次ご答弁させていただきたいと思います。

初めに、浦臼砂川線の市民への周知というところでございますが、令和８年１０月以降の浦臼砂川線の運行に関しまして市民への周知というところでございますが、広報すなが

わの９月１５日号、それから市ホームページで情報の発信を予定しているところでございます。また、引き続き浦臼砂川線でも使用することとなる中央バス滝川奈井江線の各市内停留所にポスターを取り付け、ご案内するほか、建物があるバス待合所、そちらにはご自由にお持ちいただけるようチラシを設置するということで実施しているところでございます。

続きまして、浦臼砂川線の運行ダイヤに関してであります。浦臼砂川線の運行ダイヤについては、運行便数が平日は５往復、土日祝日につきましては浦臼発砂川行きが４便、砂川発浦臼行きが５便の４．５往復となります。運行ダイヤにつきましては、砂川奈井江間のバス停留所の増設、それから奈井江町内でありますが、奈井江商業高校前を経由する経路変更が生じるということで、運行時分が延びるところでございますが、これらの調整を行いながら、基本的には現行の浦臼砂川線のダイヤを踏襲した形になるということでございます。

それから、浦臼砂川線の運賃設定というところでございますけれども、浦臼砂川線の運賃設定については現行の浦臼砂川線の運賃体系を考慮して設定されたというところでございます。砂川市内のバス停間での利用の場合、中学生以上の大人運賃は砂川市２００円という形になります。砂川市内から奈井江町内のバス停への乗降ということになりますと４００円、砂川市内から浦臼町内へのバスへの利用となりますと５００円という形になります。それから、１歳から小学生以下の小児運賃につきましては、大人運賃の半額となっており、零歳児の乳幼児は無料となります。

続いて、浦臼砂川線のバス運行に当たっての３市町の負担についてということでございますが、こちらは収支不足額に対する補填を行っていくということになってまいりますが、沿線３市町での協議の結果、２０％を均等割、８０％を距離割として決定したことから、沿線３市町ごとの負担割合は砂川市が２７．１１％、浦臼町が３４．４７％、奈井江町が３８．４２％となったところでございます。また、停留所の除雪費用については、バス運行事業者との協議の結果、それぞれ沿線市町で行うこととなったことから、市内の停留所の除雪費用につきましては砂川市において負担することとなったところでございます。

続いて、沿線３市町とバス運行事業者と運行に関する定期的な協議の場があるのかということでございますが、浦臼砂川線の運行に関しましては具体的な協議予定ということは現在ございませんけれども、運行初年度でもあることから、適宜バス運行事業者、それから沿線３市町による協議を行っていくことになるものと考えているところでございます。

それから、浦臼砂川線の運行に関する運行事業者との契約期間ということでございますが運行事業者と運行期間等に関する契約は結ぶことはございませんが、運行に対する市町からの補助、それから運行ダイヤ、運賃、運行系統などに関しましては協議の上、決定する旨を定めた協定書を沿線３市町とバス事業者の間で毎年度締結していくということを予定しているところでございます。

○議長　多比良和伸君　沢田広志議員。
○沢田広志議員　私もこの案件については一般質問を２度ほどさせていただいた経緯もありましたし、まだ協議でもしっかりとした形として出来上がっていないという経過の部分での今までの一般質問を通しての答弁だったのかなと思いましたので、このたび９月の議会において運行経費を含めての提案ということで、ほぼ全てが決まったのかなと思っております。今ほど周知についてもお話をいただきました。広報すながわ、ホームページ、さらにポスター、さらにチラシの配布といったこともされているということなので、多くの皆さんが利用している部分をしっかりと皆さんに周知していただきたいということについては、この辺をさらに一層やっていただきたいと思うんですが、そこでチラシの配布等といいましても、恐らく停留所のあるところ、強いて言うと国道１２号線でいうと宮川町のバス停のところがきちんと建屋のようにして停留所がありますので、そういったところにはチラシ等の配布ができるのかなと思っているんですけれども、ほかのところの停留所というのはチラシの配布の仕方はんどうなのかなと思っております。
それと、つい先日バス停のところを見ますと、両面あるんですけれども、片方は北海道中央バスさんは９月末をもって運行が終了します。先日見ますと、その裏側のほうに、既に浦臼から砂川までの今回のバス運行の時刻表も含めて掲載されているということなんですが、そもそもあの掲示部分については運行事業者のほうでされていたのか、もしくは砂川市も沿線自治体の皆さんも関わってやっているのかについての確認ですけれども、聞かせていただきたいと思います。
あと、運行便数については分かりました。このたびは本当に浦臼町さんのお力をいただきながら、何とかここの砂川市内のバス運行も継続されていくということで、大変私も感謝しておりますし、またより一層これからもお力添えをいただければなと思っています。まずは、初年度でもございますので、今ほどの便数、ひょっとしたら利用者によってはまたいろいろな協議もしながら出てくるのかなと思っていますけれども、まずこういった形の便数であるということを了解させていただきました。
また、運行に当たっての利用料金、大まかに言いますと答弁でいくと砂川市内は２００円区間というような形ということで分かりました。ただ、恐らくそれぞれ奈井江町さんだとか浦臼町さんへ行かれる方たちにとってはまた金額が変わってくるということなのかなと思っておりますので、この辺は分かりました。そこで、利用料金の中で通勤、通学等も含めながら、または病院への通院等も使われる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、こういったときに定期券とか回数券ということが必要になってくるのかなと思うんですけれども、この辺りというのは運行事業者さんとの関係もあるかと思うんですけれども、この定期券並びに回数券発行というのはどういう形になっているのか聞かせていただきたいと思います。
それと、４点目、負担割合等についてお話をいただきました。砂川市は２７．１１％の

負担ということでありますけれども、ここでもうちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども、この負担割合を出すときにはやはりそれぞれの砂川市とか奈井江町、浦臼町の町内、市内を走る距離関係も含めて関わりとして負担割合というのがあるのかどうか、それを再度確認として聞かせていただきたいと思います。

それと、５点目の運行事業者と運行に当たっての定期的な協議の場ということについては、特に定期的な協議というのは予定はされていないけれども、適宜ということでお話がありました。初年度の１０月１日からの始まりでもありますので、まずは令和８年度、今年度は半年間あるかと思います。そして、これから冬の季節にもなってくるかと思いますので、できましたら利用者の声を聞きながら、この運行に当たっての細部の部分で必要なことについては市のほうもしっかりと押さえながら協議をしていただきたいと思うんですが、適宜ということがありますけれども、この辺の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

あと、バス運行に当たっての協定、契約期間等についての考え方については分かりました。

以上、まずは先ほどお聞きした２回目の質疑について答弁いただければと思います。

○議長　多比良和伸君　市民部長。

○市民部長　伊藤修一君　幾つか再質疑がございました。チラシの配布という部分では、確かにおっしゃるとおり建物がある停留所というところにチラシを置きますけれども、それ以外のところはチラシを配布する手だてがないというところで、そこでポスターを停留所にくくりつけているという形になりますけれども、そちらをご利用者の方に御覧いただいて対応すると、情報を得ていただくということで実施しました。配布に関しては、そのような状況なので難しいかなと、建物があるところ以外は難しいのかなと考えているところでございます。

それから、バス停に取り付けたポスター、チラシに関しては、運行事業者の手によるものか、市町村によって作ったものかというところでは、情報提供など様々浦臼町さんなどからいただいたものを今回は私どもが形としまして作って取付けをしたところでございます。なかなか運行事業者のほうも中央バスなどと比べて規模が小さいというところで、そのようなことをやっていかなければなかなか進まないということで、今回は取り付ける判断をして対応したところでございます。

続いて、定期券、回数券などに関しての取扱いというところでございますけれども、まず回数券のほう申し上げますと、販売場所に関しましては美唄自動車学校の本社で、もしくはバス車内での取扱いをするということでございます。券種につきましては２種類設定をするということで聞いておりますが、１つが２００円券を１１枚つづりで２，０００円で販売する。もう一つが５００円券を４枚、それから２００円券を１枚つづったもの、これを同じく２，０００円で販売するということとなっております。

それで、次に定期券に関しましては、通学定期、それから通勤定期ということで販売をするということでございます。販売場所といたしましては、回数券と同じく美唄自動車学校の本社、それからバス車内で取り次ぐという形を予定しているというところでございます。それと、定期券を購入する際は申込みの提出が必要となるということでございます。また、通学定期や、それから身体障がいなどを理由とする割引料金での通勤、通学定期を初めて購入する、もしくは継続であっても年度替わりで最初に購入する際には学生証、生徒手帳、それから身体障害者手帳等の確認が必要となるということで、バス車内で定期券を購入しようとする場合、バス乗務員がこの手帳等の確認を行うことは運行ダイヤへの影響が想定されて困難だということから、この確認に関しましては沿線自治体の窓口で担う、実施するということで予定をしてございます。

今申し上げたバス車内で定期券の受け取りを希望するという場合、具体的な手順として本市においては市役所の市民生活課生活交通係の窓口でそれぞれの手帳等をご持参いただきまして、それを職員が確認、定期券の申込書に確認印を押印させていただく。定期券購入者は、この申込書と料金を添えてバスの乗務員に渡しますと引換券が渡され、翌々日とお聞きしておりますが、再度乗車した際に乗務員から受け取ることができるという流れになっております。この取扱いにつきましては、現行の浦臼砂川線に関しまして浦臼町さんで対応しているものを踏襲するという形になっているところでございます。

それから、負担割合におきましては、先ほど申し上げたとおり均等割２０％、それから各自治体の営業距離に応じた距離割ということで設定しておりますので、距離割、距離に関する部分がその負担割合に影響しているというか、適用されているというところでございます。

それから、今後の沿線市町、それから運行事業者との協議という部分では、当然運行開始しましたら様々な声が運行事業者であったり私ども沿線市町に届くこともあるかと思いますので、当然協議の中ではそれらを取り上げながら検討を進めていくことになるものと考えているところでございます。

○議長　多比良和伸君　沢田広志議員。

○沢田広志議員　３回目で最後の質疑となると思います。今ほど定期券並びに回数券の関係、いろいろと答弁をいただきました。ちょっと私が心配していたのが定期券とか回数券の関係の取扱い、さらには障がい者の場合は割引といったことがあるのかなと思っていましたので、今のお話を聞いていますと、沿線自治体、砂川市の場合は砂川市役所の窓口で対応してくれるというふうに私は受け止めたんですけれども、その確認と同時に、それとこういう形で実施しますよといったことの周知というのはどのように考えられて、また周知をしっかりとやろうとするのか、これを最後に聞いて私は質疑を終わりたいと思います。

○議長　多比良和伸君　市民部長。

○市民部長　伊藤修一君　定期券の際の確認という部分は、先ほどご答弁申し上げたとお

り市の窓口のほうでやらせていただきます。市内に美自校さんの、沿線市町もそうですけれども、営業所がないというところで、ここは利用者の方の利便性ということで実施をしていくと考えてございます。

その部分の周知に関しましては、最初の答弁で申し上げたとおりホームページなどでなるべく詳しく伝えていきたいと考えているところでございます。

○議長　多比良和伸君　他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１号から第３号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております４議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長　多比良和伸君　お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長　多比良和伸君　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会　午前１０時４９分